

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第31号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（不動産取得税の課税客体）</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（<u>住宅金融公庫</u>、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令第36条の2の2第1項で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3～8 [略]</p>	<p>（不動産取得税の課税客体）</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令第36条の2の2第1項で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3～8 [略]</p>

(県たばこ税の税率)

第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき898円とする。

附 則

(配当割の税率の特例)

第11条 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第41条の9の規定にかかわらず、100分の3とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2第1項第2号の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等(以下この項、次条及び附則第18条の2の5第2項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、附則第18条の2第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲

(県たばこ税の税率)

第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

附 則

(配当割の税率の特例)

第11条 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第41条の9の規定にかかわらず、100分の3とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2の3 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等(以下この項、次条及び附則第18条の2の5第2項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、附則第18条の2第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲

渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の3第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、附則第18条の2第1項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えられた同条第4項第3号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.2に相当する額とする。

2 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座(その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。次項において同じ。)に同条第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令附則第18条の4第1項で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第18条の3 [略]

2～6 [略]

渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の3第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、附則第18条の2第1項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えられた同条第4項第3号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.2に相当する額とする。

2 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座(その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令附則第18条の4第1項で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第18条の3 [略]

2～6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第14項で定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第15項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

8 [略]

(株式等譲渡所得割の税率等の特例)

第18条の3の2 平成16年1月1日から平成19年12月31日までに行われた第27条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第41条の15の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2第1項第2号の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

7 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第14項で定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第15項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

8 [略]

(株式等譲渡所得割の税率等の特例)

第18条の3の2 平成16年1月1日から平成20年12月31日までに行われた第27条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第41条の15の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2第2号、附則第10条第3項及び附則第10条の2第3項の規定の適用については、法第23条第1項第13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2)～(5) [略]

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の17第1項で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第61条第1項第4号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 [略]

(県たばこ税の税率の特例)

第24条 平成18年7月1日以後に第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,074円とする。

2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(自動車取得税の税率等の特例)

第27条 [略]

2 附則第25条第1項に規定する電気自動車等の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日まで

(2)～(5) [略]

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令附則第6条の17第1項で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第61条第1項第4号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 [略]

(県たばこ税の税率の特例)

第24条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(自動車取得税の税率等の特例)

第27条 [略]

2 電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月

の間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令附則第12条第1項で定めるものを動力源として用いるもので、廃エネルギーを回収する機

31日までの間に行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令附則第12条第1項で定めるものを動力源として用いるもので、廃

能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第12条第2項で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) 当該特定自動車バス、トラックその他の総務省令附則第12条第3項で定めるものである場合 100分の2.7

(2) 当該特定自動車前号に規定するもの以外の特定自動車である場合 100分の2.2

エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第12条第2項で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該特定自動車バス、トラックその他の総務省令で定めるものである場合にあっては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の総務省令で定めるものである場合にあっては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の2）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ 附則第25条第2項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

4 [略]

5 附則第25条第2項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第1項で定めるものの取得（第2項又は第3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第2項で定めるものの取得（第2項、第3項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5 [略]

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第1項で定めるものの取得（第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第12条の2第2項で定めるものの取得（第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

<p>7 [略]</p> <p>8 <u>道路運送車両法第40条第3号</u>に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、<u>同法第41条</u>の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第5項で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第2項、<u>第3項、第5項又は第6項</u>の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で総務省令附則第12条の2の2第7項で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。</p>	<p>8 [略]</p> <p>9 車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、<u>道路運送車両法第41条</u>の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第5項で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（<u>第2項から第4項まで、第6項又は第7項</u>の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で総務省令附則第12条の2の2第7項で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。</p>
<p>2 (狩猟税の税率)</p> <p>第142条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>網・わな</u>猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500円</p> <p>(2) <u>網・わな</u>猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p>	<p>(狩猟税の税率)</p> <p>第142条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500円</p> <p>(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p>

<p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(狩猟税の徴収の方法)</p> <p>第143条 [略]</p> <p>2 局長は、前条第1項第2号に規定する税率により徴収した狩猟税について同項第1号に規定する税率により<u>狩猟者登録税</u>を徴収すべきこととなった場合その他特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合において、その納期は、局長が定めるところによる。</p> <p>(狩猟税の申告)</p> <p>第144条の2 [略]</p> <p>2 前項の場合において、納税義務者が第142条第1項第2号の規定の適用を受けようとするときは、前項の申告書に当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないことを証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>(3) <u>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの</u> 8,200円</p> <p>(4) <u>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者</u> 5,500円</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(狩猟税の徴収の方法)</p> <p>第143条 [略]</p> <p>2 局長は、前条第1項第2号又は第4号に規定する税率により徴収した狩猟税について同項第1号又は第3号に規定する税率により<u>狩猟税</u>を徴収すべきこととなった場合その他特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合において、その納期は、局長が定めるところによる。</p> <p>(狩猟税の申告)</p> <p>第144条の2 [略]</p> <p>2 前項の場合において、納税義務者が第142条第1項第2号又は第4号の規定の適用を受けようとするときは、前項の申告書に当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないことを証明する書類を添付しなければならない。</p>
<p>3 (株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第41条の17 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する<u>証券業者等</u>で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第41条の17 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する<u>金融商品取引業者等</u>で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る</p>

差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2)・(3) [略]

2～5 [略]

附 則

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法

済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2)・(3) [略]

2～5 [略]

附 則

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取

第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。
以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として政令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 [略]

2 信用取引等(信用取引(証券取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。)又は発行日取引(所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって総務省令附則第15条の3で定める取引をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令附則第18条の4第2項で定めるところにより、当該特定口座において処理した同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第18条の3 [略]

2～6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みに

引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として政令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 [略]

2 信用取引等(信用取引(金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。)又は発行日取引(所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって総務省令附則第15条の3で定める取引をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令附則第18条の4第2項で定めるところにより、当該特定口座において処理した同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第18条の3 [略]

2～6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みに

より取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第14項で定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第15項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡（証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

8 [略]

より取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第14項で定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第15項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者への売委託に基づくもの又は当該金融商品取引業者に対するもの

8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第4条の規定は平成19年4月16日から、表3の項の改正部分は証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの条例による改正前の岩手県県税条例第54条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課す

べき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 27 条第 4 項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第 2 号中「車両総重量が 3.5 トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が 3.5 トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

- 第 4 条 新条例第 142 条第 1 項の規定は、平成 19 年 4 月 16 日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。